

2021年8月30日

## 「子メーター関連サービス」の開始について

この度、証明用電気計器（子メーター）を保有するお客さま（テナントビルのオーナー様や工場・商業施設等）のお客さまニーズをワンストップサービスでお応えする「子メーター関連サービス」を開始しますのでお知らせいたします。

### 1. ねらい

子メーターを保有しているお客さまにおいて、計量法に基づく子メーターの交換工事や子メーターの検針業務が課題の一つとなっております。それらのお客さまの課題解決のために、当協会では子メーターの交換や子メーター検針専用アプリの活用したサービス紹介等お客さまのお困りごとをサポートするサービスを実施いたします。

### 2. サービスの概要

①子メーター交換	有効期限が切れた子メーターでの料金取引は計量法の違反となります。どこに相談するか困っているお客さま向けに、子メーターの手配から交換・取付けまでワンストップで対応するサービスを提供いたします。
②スマホアプリを用いた子メーター検針サービスの紹介	毎日・毎月の検針の労務量や誤検針・帳票への誤記入による料金計算の誤りで困っているお客さま向けに、子メーターをスマホで撮影するだけで、画像を数値化し、WEB台帳に記載するスマホ検針サービス※をご紹介します。※本サービスは北陸電力株式会社が提供するサービスです。
③自動検針機能付きの子メーター交換	毎日・毎月の検針から完全に開放されたいというお客さま向けに、自動検針機能付き子メーターへの交換サービスも行います。
エリア	富山県 石川県 福井県(一部を除く) 岐阜県の一部
開始時期	2021年9月1日から

<子メーター関連サービスのイメージ>

